第

1394

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダアスクラブFAXニュース

(1999年 平成11年 9月 7日 **火曜**日

発行所

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax: 06-6209-8145

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

☆ 産業再生法の再構築計画

○ :産業再生法の優遇措置を受けるために は、再構築計画の認定が必要と聞いたのです が、本当でしょうか。

A : 通産省などの主務大臣の認定を受ける 必要があります。

【解説】

産業再生法では、事業再構築計画について 認定を受けることを条件に、税制や商法上の 様々な優遇措置の適用を受けることができる ことになっています。

優遇措置の適用を希望する事業者は、将来 高い生産性が見込まれる得意分野の事業(中 核的事業)を選択し、その事業活動を推進す るための拡大策、もしくはリストラ策を明確 に示した事業再構築計画を作成し、平成15 年3月31日までに通産省などの主務大臣に 提出し、認定を受けることになります。

事業再構築計画の認定基準は、①生産性を 相当程度向上させること、②計画が円滑かつ 確実に実施されると見込まれるもの、③事業 者の経営資源(設備、人材など)が有効に活 用されるものであること、④中核的事業の生 産性の向上を妨げるものでないこと、⑤国民 経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発 展を阻害するものでないこと、⑦同業他社と の間に適正な競争が確保され、一般消費者及 び関連事業者の利益を不当に害するおそれが ないこと、の7項目に適合するものとなって います。

認定基準の詳細については、9月中旬頃に 告示により公表される予定です。







